（様式２）

**【千葉県災害対策型・日本商工会議所提出用】**

経営計画書

名　称：

＜応募者の概要＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）  名称（商号または屋号） | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号（13桁）※１ | | |  |  | |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
| 自社ホームページのＵＲＬ  （ホームページが無い場合は「なし」と記載） | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主たる業種※２ | | **【以下のいずれか一つを選択してください】**  ①（　　　）商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）  ②（　　　）サービス業のうち宿泊業・娯楽業  ③（　　　）製造業その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常時使用する  従業員数※３ | | 人 | | | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。  ＊従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本金額  （個人事業者は記載不要） | | 万　　　円 | | | | | 設立年月日（西暦）  ※４ | | | | | 年　　月　　日 | | | | | | |
| 連絡担当者 | （フリガナ）  氏名 |  | | | | | 役職 | | | | |  | | | | | | |
| 住所 | （〒　　－　　　） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | 携帯電話番号 | | | | |  | | | | | | |
| FAX番号 |  | | | | | E-mailアドレス | | | | |  | | | | | | |

（日本商工会議所・補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」（共同申請の場合は、原則、代表事業者の連絡担当者）宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX番号・E-mailアドレスも極力記入してください。）

※１　法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号（12

桁））は記載しないでください。

※２　公募要領Ｐ. ４記載の【参考２：「商業・サービス業」「製造業その他」の考え方】に基づいて、主たる業種の区分を一つ選択してください。一つの会社や一人の個人事業主が複数の事業を行っている、被災の前後で事業内容が変わっているなど、業種の判断に迷った場合は、地域の商工会議所にご相談いただけます。

※３　公募要領Ｐ. ５の【参考４：「常時使用する従業員数」に含めないもの】をご参照のうえ、ご記入ください。なお、常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、地域の商工会議所にご相談いただけます。

（従業員数が公募要領Ｐ. ４記載の【参考１：小規模事業者の定義】を満たす事業者のみ申請できます。）

※４　「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現

　　　在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社の設立年月日）を記載してください。

　＊個人事業者で、設立「日」が不明の場合は、「日」の部分は空欄のままで構いません（年月までは必ず記載）。

**【今回公募の対象者であることの確認項目】　※全ての申請者が必須回答です。**

**Ⅰ．補助事業を行おうとする事業所が所在する地域（①、②のいずれか一つを選択）**

①（　　　）千葉県安房郡鋸南町＜共同申請の参画事業者の場合のみ該当可能＞

**②（　　　）千葉県安房郡鋸南町以外の災害救助法適用地域**

**⇒市区町村名（　　　　　　　　　　　　　　）**

|  |
| --- |
| （参考）災害救助法適用地域：次の２５市１５町１村  　　　　　千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、  茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、  富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、  　　　　　香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、  　　　　　印旛郡酒々井町・栄町、香取郡神崎町・多古町・東庄町、山武郡九十九里町・  芝山町・横芝光町、長生郡一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町、  夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町 |

**Ⅱ．自社における「令和元年台風第１５号」による被害（①、②のいずれか一つを**

**選択し、追問に回答）**

**①（　　　）災害救助法適用地域内で、自社の事業用資産に損壊等の被害あり**

**◆損壊等の被害を受けた事業所が所在する市区町村名**

**（　　　　　　　　　　　　　　）**

**＊自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公**

**的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）を本紙に添付のこと（写しで**

**も可）**

　　　　　　　　＊行政機関（地方自治体）の都合により公的証明の取得が申請に間に合わ

ない場合は、以下の欄にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 当社は、公的証明の取得が申請に間に合わないため、申請時に提出できません。取得できしだい、直ちに、補助金事務局に追加提出します。 |

**②（　　　）災害救助法適用地域内における、自社の事業用資産への直接的な被害はないが、上記の台風に起因して、売上減の被害あり**

**＊2019年９月の１か月間の売上高が前年同月または同期と比較して減少**

**したことを行政機関が証した公的証明（例：セーフティネット保証４号**

**の認定書、地方自治体が独自に発行する証明書等）を本紙に添付のこと**

**（写しでも可）**

・なお、創業から１年未満のため前年同月との売上高比較ができない場

合は、直近３か月間（2019年６月～８月）の売上高平均と比較して減

少したことを行政機関が証した書面を添付してください。

　　　　　　　　＊行政機関（地方自治体等）の都合により公的証明の取得が申請に間に合

　　　　　　　　　わない場合は、以下の欄にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 当社は、公的証明の取得が申請に間に合わないため、申請時に提出できません。取得できしだい、直ちに、補助金事務局に追加提出します。 |

**Ⅲ．「平成30年度第２次補正予算　小規模事業者持続化補助金」の全国向け公募で**

**採択を受け、補助事業を実施しているか否か（①～④のいずれか一つを選択）**

**①（　　　）「平成30年度第２次補正予算　小規模事業者持続化補助金」の全国向け公**

**募には応募していない、または、応募したが不採択**

**②（　　　）「平成30年度第２次補正予算　小規模事業者持続化補助金」の全国向け公**

**募に応募し採択を受けたが、その後、事情により「採択辞退」または「交付**

**決定後の補助事業取りやめ（事業廃止手続き）」または「交付決定取消」に**

**より、補助事業を行っていない**

**③（　　　）「平成30年度第２次補正予算　小規模事業者持続化補助金」の全国向け公**

**募に応募し採択・交付決定を受けて補助事業を実施している（または、既に**

**実施した）。まだ、実績報告後の「補助金の額の確定通知」を受け取ってい**

**ない。今回の公募で採択を受けた場合、本事業で補助事業を実施するために**

**は、全国向け公募事業の補助事業取りやめの手続きを行う**

④（　　　）「平成30年度第２次補正予算　小規模事業者持続化補助金」の全国向け公

募に応募し採択・交付決定を受けて補助事業を実施した。既に、事業完了し、

実績報告後の「補助金の額の確定通知」を受け取っている

　　　　　　　　　＊④に該当する場合は対象外となり、申請できません。

　　（注）上記①～④は、共同申請の参画事業者として全国向け公募に応募した場合や、今

回の公募に共同事業の参画事業者として応募する場合も含まれます。

**Ⅳ．補助事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業（公募要領Ｐ.25参照）に該当するか否か。**

**（①、②のいずれか一つを選択）**

**①（　　　）該当しない**

②（　　　）該当する　＊②に該当する事業の場合は対象外となり、申請できません。

|  |
| --- |
| １．企業概要 |
| ２．顧客ニーズと市場の動向 |
| ３．自社や自社の提供する商品・サービスの強み |
| ４．令和元年台風第１５号による被害からの事業再建に向けた経営方針と今後のプラン |

※経営計画書の作成にあたっては商工会議所と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

※全ての欄が必須記入です。欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。